

「電気自動車用革新型蓄電池開発」に係る公募要領

2021年1月22日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

次世代電池・水素部

【受付期間】

2021年1月22日(金)～2021年2月22日(月) 正午 ※アップロード完了期限

【提出先及び提出方法】

- Web 入力フォームから、必要情報の入力と提出書類（「4.提出期限及び提出先 (4) 提出書類 一覧」）のアップロードを行ってください。

<Web 入力フォーム>

<https://app13.infoc.nedo.go.jp/enquete/form.rbz?cd=2276>

- 他の提出方法（持参・郵送・FAX・電子メール等）は受け付けません。
- 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- 提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。また、再提出の場合は再度、全資料を再提出してください。
- アップロードするファイルは、全て PDF 形式で、一つの zip ファイルにまとめてください。

【留意事項】

- 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるため、受付期間内に完了させてください。
- 入力・アップロード等の操作途中で提出期限となり完了できなかった場合は、受け付けません。
- 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

「電気自動車用革新型蓄電池開発」に係る公募について
(2021年1月22日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「NEDO」という。)は、2021年度から2025年度まで「電気自動車用革新型蓄電池開発」を実施する予定です。このプロジェクトへの参加を希望される方は、本公募要領に従いご応募ください。

1. 件名

「電気自動車用革新型蓄電池開発」

2. 事業概要

2.1 本事業全体のねらい

以下に示す5つの車載バッテリーの基本要件全てについて、現行の液系LIBを凌駕する革新型蓄電池を搭載したEV・PHEVを我が国自動車メーカーが世界に先駆け、グローバルに市場投入することにより、運輸部門におけるCO2排出量削減に貢献するとともに、我が国の自動車・蓄電池関連産業の競争力を維持・向上することをねらいとした研究開発を実施します。

- ・ 高エネルギー密度
- ・ 高耐久・長寿命
- ・ 発火リスク無し又は極少
- ・ 構成材料が安価（加えて、原材料調達リスクが無い）
- ・ 製造プロセスがシンプル（加えて、タクトタイムが短い）

本事業の推進にあたっては、先端的な材料科学や高度な解析技術を得意とする大学・公的研究機関、車載バッテリー及びその構成材料の開発・製品化で豊富な実績を有する蓄電池メーカー及び材料メーカー、さらにはエンドユーザーとなる自動車メーカーで構成される産学連携・企業間連携のコンソーシアム体制を構築します。そして、NEDOがこれらプレーヤーの英知を事業内で好循環させるマネジメントを行い、電極・電解質等の材料開発～電池設計～電池試作～評価解析までの共通基盤技術を一貫通貫で構築することにより、革新的車載バッテリーの実用化を実現する技術的ブレークスルーの獲得を目指します。

なお、本事業に関する詳細については「基本計画」及び「2021年度実施方針」を参照ください。

2.2 公募する研究開発について

本事業では、以下の表-1に示す性能・諸元を有したバッテリーパックを実現するための共通基盤技術を確立することを目標とし、「研究開発項目① フッ化物電池の研究開発」及び「研究開発項目② 亜鉛負極電池の研究開発」を実施します。

表-1 革新型蓄電池を用いたバッテリーパックの実用化目標

目標項目	実用化目標 (革新型蓄電池)	参考 (現行の液系 LIB)
コスト	1 万円/kWh 以下	2 万円/kWh 程度
重量エネルギー密度	フッ化物電池:400Wh/kg 以上 亜鉛負極電池:200Wh/kg 以上	130~160Wh/kg 程度
体積エネルギー密度	フッ化物電池:900Wh/L 以上 亜鉛負極電池:400Wh/L 以上	150~240Wh/L 程度
カレンダー寿命	15 年以上	7~8 年程度
サイクル寿命	2,000 回以上	1,000 回程度
安全性	内部短絡や過充電等、 異常時の発火リスク無し	リスク有り
原材料調達リスク	無し	有り(Li, Co)
急速充電時間	20 分以下	40 分程度

今回の公募対象は、上記の「研究開発項目①」及び「研究開発項目②」です。どちらか一方の研究開発項目を提案することも、両方の研究開発項目を提案することも可能です。ただし、どちらか一方の研究開発項目で提案する場合であっても、それぞれの項目で示されている研究開発内容及び研究開発目標を網羅した提案としてください。部分的な研究提案は受け付けません。

また、異なる複数の提案が採択となった場合、提案内容によっては各実施者間で連携・協調することを条件として採択する場合があります。その際は、実施者間で共通の知財合意書を作成していただくこととなります。

2.3 研究開発の内容及び目標

「研究開発項目① フッ化物電池の研究開発」、「研究開発項目② 亜鉛負極電池の研究開発」のそれぞれについて、下記(1)～(5)に示す研究開発を行う。

- (1) 高性能・低コストな電極活物質・電解質の開発 資源制約や調達リスクの無い元素を用いて、高容量の電極活物質、高イオン伝導性の電解質を開発する。
- (2) 合剤電極構造の開発 開発した電極活物質及び電解質が高分散し、良好なイオン・電子伝導ネットワークが形成された合剤電極構造を開発する。
- (3) セルの設計・試作及び特性評価 開発した電極活物質、電解質及び合剤電極構造を適用したセルを設計・試作し、充放電性能や耐久性、安全性等の諸特性を評価する。
- (4) シミュレーション技術の開発 セルの充放電性能や劣化・不安定化及び熱的挙動を計算機シミュレーションによって予測・把握する技術を開発する。
- (5) 総合評価セル及びバッテリーパックの性能・コストを推定し、実用化目標を達成可能なことを確認する。また、セル及びバッテリーパックの LCA 評価を行う。

「研究開発項目① フッ化物電池の研究開発」

○ 最終目標(2025年度末)

2Ah 級セルを試作し、下記する性能特性を実証する。

- ・ 充放電効率:90%以上
- ・ 重量エネルギー密度:500Wh/kg 以上
- ・ 体積エネルギー密度:1,000Wh/L 以上
- ・ サイクル容量劣化:10%以下(100 サイクル後)
- ・ 充電受入性:1C レート以上
- ・ 安全性:内部短絡・過充電等の異常時に発火・発煙無し

また、セル試作・特性評価の結果に基づき、今後の実用化開発を経て実現されるバッテリーパックの性能・コストを推定し、表-1 の実用化目標を達成可能なことを確認する。

○ 中間目標(2023年度末)

0.1Ah 級セルを試作し、重量エネルギー密度 400Wh/kg 以上、体積エネルギー密度 800Wh/L 以上を実証する。また、セルの性能特性の支配因子とその影響度を把握し、最終目標を達成するために注力すべき研究開発アイテムとそのアプローチを提示する。

「研究開発項目② 亜鉛負極電池の研究開発」

○ 最終目標(2025年度末)

5Ah 級セルを試作し、各種特性評価試験を行って下記を実証する。

- ・ 充放電効率:90%以上
- ・ 重量エネルギー密度:200Wh/kg 以上
- ・ 体積エネルギー密度:500Wh/L 以上
- ・ サイクル容量劣化:10%以下(100 サイクル後)
- ・ 充電受入性:3C レート以上
- ・ 安全性:内部短絡・過充電等の異常時に発火・発煙無し

また、セル試作・特性評価の結果に基づいて、今後の実用化開発を経て実現されるバッテリーパックの性能・コストを推定し、表-1 に示した実用化目標を達成可能なことを確認する。

○ 中間目標(2023年度末)

0.2Ah 級セルを試作し、重量エネルギー密度 150Wh/kg 以上、体積エネルギー密度 400Wh/L 以上を実証する。また、セルの性能特性の支配因子とその影響度を把握し、最終目標を達成するために注力すべき研究開発アイテムとそのアプローチを提示する。

2.4 研究開発期間

研究開発期間は、2021 年度から 2025 年度までの最長 5 年間とします。提案書は 5 年間の計画で作成してください。ただし、契約については、原則、2021 年度から 2023 年度までの 3 年間とします。4 年目以降については、3 年目に実施する中間評価等の結果を踏まえて、延長の可否を判断します。

なお、個別の研究開発テーマについては、ステージゲート方式において次のステージに移行する毎に、技術の取捨選択や技術の融合、必要な実施体制の見直し等を柔軟に図ることとします。

2.5 事業規模

2021 年度事業規模 2,731 百万円

ただし、事業規模については変動があり得ます。

3. 応募要件

応募資格のある法人は、次の(1)～(7) までの条件、「基本計画」及び「2021 年度実施方針」に示された条件を満たす、単独又は複数で受託を希望する企業・大学等とします。

- (1) 当該技術又は関連技術の研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- (2) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、資金及び設備等の十分な管理能力を有し、かつ情報管理体制等を有していること。
- (3) NEDO がプロジェクトを推進する上で必要とする措置を、委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
- (4) 企業等がプロジェクトに応募する場合は、当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有していること。
- (5) 研究組合、公益法人等が代表して応募する場合は、参画する各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有するとともに、応募する研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること。
- (6) 当該プロジェクトの全部又は一部を複数の企業等が共同して実施する場合は、各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有しており、各企業等間の責任と役割が明確化されていること。

(7) 本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業等（大学、研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な場合は、国外企業等との連携により実施することができる。

4. 提出期限及び提出先

本公募要領及び「提案書様式一式」に従って提案書を作成し、その他提出書類とともに以下の提出期限までにアップロードを完了させてください。持参、郵送、FAX 又は電子メールによる提出は受け付けません。

(1) 提出期限：2021年2月22日(金) 正午までにアップロードを完了すること

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、ウェブサイトにてお知らせいたします。

なお、NEDO 公式 Twitter をフォローいただくと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを Twitter にて確認できます。

是非フォローいただき、御活用ください。

【参考】NEDO 公式 Twitter <https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

(2) 提出先: Web 入力フォーム

<https://app13.infoc.nedo.go.jp/enquete/form.rbz?cd=2276>

(3) 提出方法

(2) の提出先の Web 入力フォームで以下の①～⑱を入力いただき、⑳をアップロードしてください。アップロードするファイルは提出書類毎に作成し、全て PDF 形式で、一つの zip ファイルにまとめてください。

提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。ただし、再提出の場合は、再度、全資料を提出してください。

提出された提案書を受理した際には代表法人連絡担当者宛に提案受理のメールを送付いたします。提出書類に不備があった場合も同担当者宛に連絡いたします。

■Web フォームへの入力項目

- ①提案名(プロジェクト名。部分提案の場合は該当研究開発項目。) (※)
- ②提案方式(全体提案 or 部分提案)
- ③代表法人番号
- ④代表法人名称
- ⑤代表法人連絡担当者氏名
- ⑥代表法人連絡担当者職名
- ⑦代表法人連絡担当者所属部署
- ⑧代表法人連絡担当者所属住所
- ⑨代表法人連絡担当者電話番号
- ⑩代表法人連絡担当者 E メールアドレス
- ⑪研究開発の概要(1,000 文字以内)
- ⑫技術的ポイント(※)

- ⑬代表法人業務管理者(※)
- ⑭共同提案法人業務管理者名(複数の場合は、列記)(※)
- ⑮利害関係者(※)
- ⑯研究体制(担当研究開発項目番号と法人名を入力。)
(例)研究開発項目①: ××会社、○○大学、研究開発項目②: △△研究所
- ⑰研究期間(提案する研究期間を記載。)
- ⑱提案額(提案総額を入力。)
- ⑲初回の申請受付番号(再提出の場合のみ)
- ⑳提出書類((4)提出書類のアップロード)

※利害関係の確認について

- **NEDO** は、採択審査にあたり大学、研究機関、企業等の外部専門家による「採択審査委員会」を開催します。この採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案情報についても審査以外の目的に利用することを禁じております。
- その上で、採択審査委員の選定段階で、**NEDO** は利害関係者を排除すべく細心の注意を払っているところですが、採択審査委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査の徹底を図ることといたしております。
- そこで、提案者の皆さまには、採択審査委員に事前提供する情報の入力をお願いしております。
- **NEDO** から①提案名、⑫技術的ポイント、⑬代表法人業務管理者、⑭共同提案法人名及び業務管理者名、を採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の判断を促します。技術的なポイントについては、競合関係を特定することが可能と考える技術的なポイントを問題ない範囲で記載いただけますようお願いいたします。
- また、**NEDO** が採択審査委員を選定する上で、利害関係者とお考えになる者がいらっしゃる場合には、⑮利害関係者に任意で記載いただいても構いません。なお、採択審査委員から、利害関係の有無の判断がつかないとのコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いする場合がございますので、御協力をお願いいたします。
- 提案者が大学や公的研究機関の場合は、業務管理者(本提案における事業者の研究開発の代表者)について、大学又は大学院に所属する研究者は学科又は専攻まで所属を、公的研究機関に所属する研究者は部門やセンターまで所属を記載ください。

例:○○株式会社

○○大学○○学部○○学科 教授 ○○ ○○
 ○○大学院○○研究科○○専攻 教授 ○○ ○○
 ○○研究所 ○○部門 部門長 ○○ ○○

(4) 提出書類一覧 (Web フォーム入力項目⑳ アップロードファイル)

	提出書類	様式	備考
1	[表紙] 「電気自動車用革新型蓄電池開発」に対する提案書	様式 1	事業者毎に準備
2	[本文] 「電気自動車用革新型蓄電池開発」に対する提案書	様式 2	—
3	研究開発成果の事業化計画書	様式 3	事業者毎に準備
4	研究開発責任者候補(プロジェクトリーダー候補・サブプロジェクトリーダー候補) 研究経歴書	様式 4	—
5	業務管理者 研究経歴書	様式 5	事業者毎に準備
6	ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について	様式 6	事業者毎の認定状況を記入
7	NEDO 研究開発プロジェクトの実績調査票について	様式 7	事業者毎に準備 (企業のみ)
8	NEDO 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票	様式 8	事業者毎に準備 HP にて別途様式を掲載
9	e-Rad 用応募内容提案書	e-Rad 上で作成・ダウンロード	共同提案の場合、代表法人が登録し提出
10	会社・大学案内、事業報告書	〈様式は問いません〉 (NEDO 次世代電池・水素部と過去 1 年以内に契約がある場合は不要)	—
11	財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書)(3 年分)	〈様式は問いません〉	—
12	契約書(案)について疑義がある場合は、その内容を示す文書	〈様式は問いません〉	—
13	国外企業等と連携している、又はその予定がある場合は、当該国外企業等が連携している、若しくは関心を示していることを表す資料	〈様式は問いません〉	—

(5) 提出にあたっての留意事項

- ・ 提案書は日本語で作成してください。
- ・ 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- ・ 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。(受付番号の表示は受理完了とは別です。)
- ・ 入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。
- ・ 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- ・ 「3. 応募要件」を満たさない者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。
- ・ 提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。
- ・ 受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。
- ・ 提出された提案書等は返却しません。
- ・ 応募に際し、併せて府省共通研究開発管理システム(e-Rad)へ応募内容提案書を申請することが必要です。共同提案の場合には、代表して一事業者から登録を行ってください。この場合、その他の提案者や再委託、共同実施先については、研究分担者の欄に研究者の登録をお願いします。詳細は、e-Rad ポータルサイトを御確認ください。

【参考】e-Rad ポータルサイト

<http://www.e-rad.go.jp/>

5. 秘密の保持

NEDO は、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提案書の添付資料「研究開発責任者候補及び業務管理者の研究経歴書(CV)」については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 3 条の定めにより、採択先決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。なお、e-Rad に登録された各情報(プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間)及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13 年法律第 140 号)第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

6. 委託先の選定

6.1 審査の方法について

外部有識者による採択審査委員会と NEDO 内の契約・助成審査委員会の 2 段階で審査します。

契約・助成審査委員会では、事前審査の結果を踏まえ、NEDO が定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。必要に応じてヒアリング審査や資料の追加等をお願いする場合があります。

なお、委託予定先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

6.2 審査基準

(1) 採択審査の基準

- a. 提案内容が基本計画の目的、目標に合致しているか(不必要な部分はないか)。
- b. 提案された方法に新規性があり、技術的に優れているか。
- c. 共同提案の場合、各者の提案が相互補完的であるか。
- d. 提案内容・研究計画は実現可能か(技術的可能性、計画、中間目標の妥当性等)。
- e. 応募者は本研究開発を遂行するための高い能力を有するか(関連分野の開発等の実績、再委託予定先・共同研究相手先等を含めた実施体制、優秀な研究者等の参加等)。
- f. 応募者が当該研究開発を行うことにより国民生活や経済社会への波及効果は期待できるか(企業の場合、成果の実用化・事業化が見込まれるか。大学や公的研究開発機関等で、自らが実用化・事業化を行わない場合には、どの様な形で製品・サービスが実用化・事業化されることを想定しているか)。
- g. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況(平成 28 年 3 月 22 日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第 24 条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定企業(ユースエール認定企業)に対しては加点評価されることとなります)。
- h. 総合評価

(2) 契約・助成審査委員会の選考基準

委託予定先は、次の基準により選考するものとする。

- a. 委託業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。

- i. 開発等の目標が **NEDO** の意図と合致していること。
 - ii. 開発等の方法、内容等が優れていること。
 - iii. 開発等の経済性が優れていること。
- b. 当該開発等における委託予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。
 - i. 関連分野の開発等に関する実績を有すること。
 - ii. 当該開発等の行う体制が整っていること(再委託予定先、共同研究相手先等を含む。なお、国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特に **NEDO** の指定する相手国の研究開発支援機関の支援を受けようとしている(又は既に受けている)場合はその妥当性が確認できること)。
 - iii. 当該開発等に必要な設備を有していること。
 - iv. 経営基盤が確立していること。
 - v. 当該開発等に必要な研究者等を有していること。
 - vi. 委託業務管理上 **NEDO** の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。
- c. 委託予定先の選考に当たって **NEDO** が考慮する事項
 - i. 優れた部分提案者の開発等体制への組み込みに関すること。
 - ii. 各開発等の開発等分担及び委託金額の適正化に関すること。
 - iii. 競争的な開発等体制の整備に関すること。
 - iv. 一般社団法人若しくは一般財団法人又は技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。
 - v. その他、主管部長(監事室長を含む)及び基本計画に定めるプロジェクトマネージャーが重要と判断すること。

(3) 委託先の公表及び通知について

a. 採択結果の公表等

採択した案件(実施者名、事業概要)は **NEDO** のホームページ等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

b. 事前審査員の氏名の公表について

事前審査員の氏名は、採択案件の公開時に公開します。

c. 付帯条件

採択に当たって条件(提案した再委託は認めない、他の機関との共同研究とすること、再委託研究としての参加とすること、**NEDO** 負担率の変更等)を付す場合があります。

(4) スケジュール

2021年1月22日：公募開始

2月22日：公募締切

3月12日(予定)：採択審査委員会(外部有識者による審査)

3月下旬(予定): 契約・助成審査委員会

4月上旬(予定): 委託先決定・公表

5月下旬(予定): 契約

7. 留意事項

(1) 契約及び委託業務の事務処理等について

新規に業務委託契約を締結するときは、最新の業務委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、NEDO が提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。委託業務事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDO が運用する「NEDO プロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくことが必須になります。

なお、利用に際しては利用規約に同意の上、利用申請書を提出していただきます。
(<https://www.nedo.go.jp/content/100897861.pdf>)

【参考】

- ・委託事業の手続き:約款・様式 <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
- ・委託事業の手続き:マニュアル <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

(2) 研究開発独立行政法人から民間企業への再委託

研究開発独立行政法人から民間企業への再委託又は共同実施(再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。)は、原則認めておりません。

(3) 研究開発計画の見直しや中止

ステージゲート方式の採用により、研究開発の途中段階にて実施内容の見直しや研究開発を中止する場合があります。

(4) 事業化計画書

契約締結後に業務委託契約約款第 27 条第 2 項又は共同研究契約約款第 29 条第 2 項に該当する事象が生じた場合は、速やかに「研究開発成果の事業化計画書」(様式 3)を変更し提出していただきます。

(5) 研究開発責任者候補及び業務管理者の研究経歴書の記入(様式 4、様式 5)

提案書が全体提案の場合は、NEDO が指名・委嘱する PL 等(プロジェクトリーダー、サブプロジェクトリーダー)の候補となる「研究開発責任者」候補を記載し、研究経歴書を提出していただきます。

また、全体提案又は部分提案のいずれの場合においても、各提案者の研究開発の責任者となる「業務管理者」の研究経歴書を提出していただきます。

(6) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況(様式 6)

提案書の実施体制に記載される委託先について、女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)の状況を記載していただきます。

(7) NEDO 研究開発プロジェクトの実績調査票の記入(様式 7)

過去に実施した NEDO の研究開発プロジェクトの成果について調査票に記載していただきます。なお、本調査は採択審査に活用しますので、必ず御提出をお願いいたします。

(8) NEDO 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票(様式 8)

提案書の実施体制に記載する全ての提案者(再委託等は除く。)において、プロジェクトを遂行する上で取得又は知り得た保護すべき一切の情報(機微情報)に関して、機微情報の保持に留意して漏えい等防止する責任を負うことから、提案時又は契約締結時に予定する関係規程の整備や機微情報を取扱う者の体制の構築等について回答していただきます。

なお、情報管理体制等を有することを提案者の応募要件としているため、全ての確認項目に対して、採択後の契約締結時までに対応する必要があります。

(9) 追跡調査・評価

研究開発終了後、本研究成果についての追跡調査・評価に御協力いただく場合があります。追跡調査・評価については、添付の参考資料 1「追跡調査・評価の概要」を御覧ください。

(10) 知財マネジメント(別添 1)

本プロジェクトは、知財マネジメント基本方針を適用し、産業技術力強化法第 17 条(日本版バイ・ドール規定)が適用されます。

本プロジェクトの成果である特許等について、「特許等の利用状況調査」(バイ・ドール調査)に御協力をいただく場合があります。

(11) データマネジメント(別添 2)

本プロジェクトはデータマネジメント基本方針のうち【委託者指定データを指定しない場合】を適用します。

(12) 「国民との科学・技術対話」への対応

本事業を受託する事業者は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動(以下、「国民との科学・技術対話」という)に関する直接経費の計上が可能です。本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係

る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

なお、本事業以外で自主的に本活動に取り組むことは妨げませんが、間接経費を活用して本活動を行った場合は実績報告書への記載等(本活動に係る事項のみで結構です)により **NEDO** に報告してください。

【参考】「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)

<http://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

(13) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給(以下「不正使用等」という。)については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。 ※1)及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」(平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。 **NEDO** 策定。以下「補助金停止等機構達」という。 ※2)に基づき、**NEDO** は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください: 経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御覧ください: **NEDO** ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

- a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合
 - i. 当該研究費について、不正の重大性等を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
 - ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、**NEDO** との契約締結や補助金等の交付を停止します。(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 6 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)
 - iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者(善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。)に対し、**NEDO** の事業への応募を制限します。(不正使用等指針に基づき、不正の程度等により、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1~5 年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。)
 - iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者

及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i~iii の措置を講じることがあります。

v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名(研究者名)及び不正の内容等について公表します。

b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDO では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(14) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3)及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」(平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。※4)に基づき、NEDO は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において不正行為があると認められた場合

i. 当該研究費について、不正行為の重大性等を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。

ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限

します。(応募制限期間:不正行為の程度等により、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間)

iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期間:責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間)

iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。

v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書等について公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者(当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。)については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. NEDO における研究不正等の告発受付窓口

NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 リスク管理統括部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号: 044-520-5131

FAX 番号: 044-520-5133

電子メール: helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト: 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

(電話による受付時間は、平日:9 時 30 分～12 時 00 分、13 時 00 分～18 時 00 分)

(15) 大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動

2020 年度以降の新規契約について、大学又は国立研究開発法人等で雇用される 40 歳未満(40 歳となる事業年度の終了日まで)の若手研究者による当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動の実施を可能とします。

なお、採択決定後、大学又は国立研究開発法人等は、実施計画書に予めその旨を記載し、その実績を従事日誌又は月報等により当機構に報告することになります。

【参考】競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>

(16) RA(リサーチアシスタント)等の雇用

第 3 期、第 4 期及び第 5 期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生に対する経済的支援を充実すべく、数値目標が掲げられています。

本プロジェクトにおいても RA(リサーチアシスタント)等の研究員登録が可能であり、本プロジェクトにて、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本プロジェクトを通じて知り得る秘密情報を取り扱う RA 等は、NEDO と契約を締結する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があります。本プロジェクトに直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

【参考】内閣府 科学技術基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index5.html>

(17) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表(別添 3)

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)に基づき、採択決定後、NEDO との関係に係る情報を NEDO のウェブサイトで公表することがありますので御了知ください。なお、本公募への応募をもって同意されたものとみなします。

(18) 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制※が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械等ある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場

合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品等の技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリ等の記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練等を通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援等も含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- c. 本委託事業を通じて取得した技術等を輸出(提供)しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結時において、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。
- d. 安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。
 - ・ 経済産業省:安全保障貿易管理(全般) <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
(Q&A <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html>)
 - ・ 経済産業省:安全保障貿易ハンドブック
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
 - ・ 一般財団法人安全保障貿易センター <http://www.cistec.or.jp/>
 - ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

(19) 重複の排除

国(国立研究開発法人等を含む)が助成する他の制度(補助金、委託費等)において、過去実施した事業又は現在実施中の事業と今回提案された事業が、同一の提案者による同一の研究開発課題(配分される研究開発の名称及びその内容をいう。)と判断された場合、採択は行いません。

(20) 研究開発資産の帰属・処分について

①資産の帰属

委託業務・共同研究業務(企業・公益法人等が委託先・共同研究先の場合)を実施するために購入し、又は製造した取得資産のうち、取得価額が 50 万円(消費税込)以上、かつ法定耐用年数が 1 年以上の資産については、NEDO に所有権

が帰属します。(約款第 20 条第 1 項)

なお、委託先・共同研究先が、国立研究開発法人等(国立研究開発法人、独立行政法人)、大学等(国公立大学、大学共同利用機関、私立大学、高等専門学校)、地方独立行政法人の場合には、資産は原則として委託先・共同研究先に帰属します。

②資産の処分

委託先は、業務委託契約に基づき委託事業期間終了後、有償により、NEDO 帰属資産を NEDO から譲り受けることとなっています。その際の価額は、事業終了日の残存価額となります。(約款第 20 条の 2 第 1 項・第 3 項)

9. 問い合わせ先

本事業に関するお問い合わせは、2021 年 1 月 22 日から 2 月 22 日(公募期間)の間に限り下記メールアドレス宛のみにて受け付けます。ただし審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
次世代電池・水素部 蓄電技術開発室 錦織、中島

MAIL: battery_koubo#ml.nedo.go.jp (#を@に変更してください。)

10. NEDO 事業に関する業務改善アンケート

NEDO では、NEDO 事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO 事業に関する業務改善アンケート」にて、ご意見お寄せいただければ幸いです。なお、内容については、本プロジェクトに限りません。

https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyuu.html

関連資料

基本計画

2021 年度実施方針

提案書の様式

別添 1: 本プロジェクトにおける知財マネジメント基本方針

別添 2: 本プロジェクトにおけるデータマネジメント基本方針

別添 3: 契約に係る情報の公表について

参考資料 1: 追跡調査・評価の概要